

第三次産業・ゼロ災運動100 達成事業場の取組内容紹介

松阪労働基準監督署では、第三次産業における自主的な安全衛生活動を推進するため、松阪・多気地区の第三次産業の事業場を対象に、100日間（令和4年9月20日～12月28日）の無災害に挑戦する事業場を募集したところ、4事業場が達成されました。

ゼロ災運動100に参加し、無災害を達成された事業場の取組内容を紹介します。

達成事業場

事業場名	安全衛生 スローガン	取組内容
株式会社東海近畿クボタ(小売業)	みんなで着用、 自分の為に職場の為に 明日を守るヘルメット	・トラックへ機械の積み下ろし等、ヘルメットを着用する際に皆で声を掛け合い、意識するよう努めた。
名古屋プロパン瓦斯株式会社 伊勢支店(小売業)	無確認は危険大、 事故のリスクは無限大	・定期的な防災訓練、危険予知トレーニング等を行い、従業員全員で知識や経験値を高め、事故を未然に防ぐのはもちろんの事、地震等の災害時に被害を最小に抑えられるよう取り組んだ。
有限会社ケアステーションたきび 松阪施設(社会福祉施設)	腰痛を起こさない	・各労働者にてボディメカニクスの意識 ・労働者同士での声かけ、注意をお互いに行う ・送り時に、腰痛予防体操の実施 ・休憩室に腰痛予防ポスターの掲示
株式会社アンフィニ・サービス (派遣業)	労働・通勤災害の 「ゼロ」必達	・派遣労働者の担当者から派遣先で働く労働者へのコミュニケーションを重要視し、派遣先での作業時には「かもしれない」といった考え方を徹底すること、派遣先での危険予知活動を積極的に行うよう、担当者から派遣労働者への声掛けを積極的に行った。

100日間の無災害を達成した事業場では、危険予知トレーニングや労働者間での声かけを行うことで、労働災害の発生要因である労働者の不安全行動を抑制するといった取組みを積極的に行っていました。達成事業場の取組内容を参考にいただき、労働災害防止のため安全衛生活動を推進してください。

また、松阪労働基準監督署では安全・衛生に関するリーフレットの掲載等をホームページ上で行っていますので、ご活用ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>

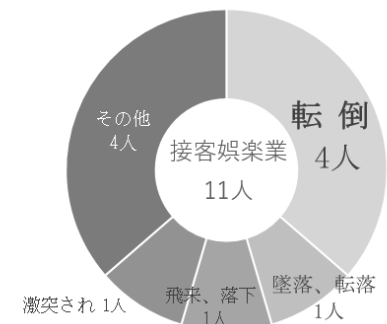
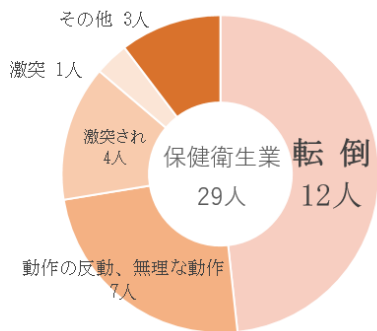
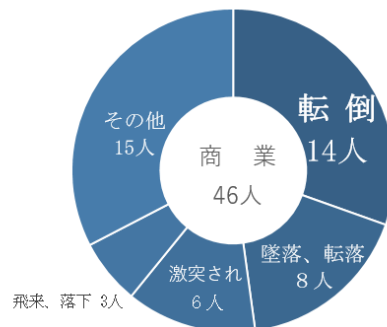
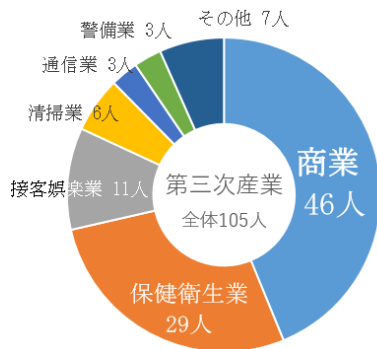
松阪労働基準監督署 お知らせ

検索



第三次産業^{※1}における災害の動向

- ★商業、保健衛生業及び接客娯楽業で最も多く発生している事故の型は**転倒**災害です。
2番目に多く発生している事故の型は、商業と接客娯楽業では**墜落・転落災害**、保健衛生業では動作の反動、無理な動作（腰痛等）です。
- ★**転倒**災害については①すべり②つまずき③踏み外しによって生じるため、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底を行うとともに、現在使用している作業靴の点検を行いましょう。
また、つまずきを改善するトレーニング^{※2}を参考にして、転倒災害を防止しましょう。
- ★第三次産業における**墜落・転落災害**は、踏台や脚立を使用した際に作業面から落ちるなどのケースが多く、脚立使用時に天板に乗って又は跨って作業を行うなどの不安全行動が起因となっている場合もあることから、はしご・脚立の正しい使い方^{※3}の教育を実施しましょう。



※2 つまずきを改善するトレーニング



片足を上げたまま、つま先を持ち上げ、おろします。つま先を自分の脛に近づけるように意識します。



足を安定する幅に開き、かかとを上げておろします。かかとを高く持ち上げるように動きます。



足を前後に開き、体重を前足に乗せます。後ろ足のかかとを床につけたまま伸ばします。

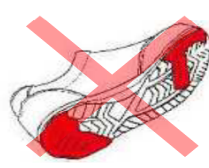
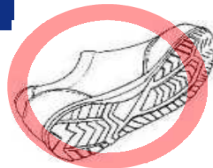
令和4年12月末時点における大阪労働基準監督署管内の労働災害の動向。資料出所：労働者死傷病報告

靴底の減り具合

靴底の凹凸あり

靴底の凹凸が減少

靴底がすり減っていませんか？



靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります

※3 はしご・脚立の正しい使い方チェックリスト

- ①移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。
- ②はしごの上部・下部の固定状況を確認してください。*
(固定できない場合は、他の人がはしごを支えてください。)
- ③はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- ④はしごの立て掛け角度を75度程度確保してください。
- ⑤はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。
- ⑥はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降してください。
- ⑦脚立の天板に乗って作業をしないでください。



¹ 商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃業、警備業及びその他の事業